

大阪地方労働審議会

令和6年度 第1回家内労働部会
議事録

1 日 時

令和6年10月30日（水）午前9時58分～同11時35分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 9階 共用会議室A

3 出席者

（公益代表委員）

高野委員、立見委員、森委員

（家内労働者代表委員）

鈴木委員、澤谷委員、森部委員

（委託者代表委員）

中村委員、中井委員、平岡委員

（事務局）

小川労働基準部長、柴田賃金課長、吉川主任賃金指導官、原賃金指導官、宮本労働基準
監督官

4 審議事項

- (1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について
- (2) 大阪地方労働審議会家内労働部会運営規程等について
- (3) 大阪府における家内労働の現況について
- (4) 令和6年度家内労働実態調査の結果について
- (5) 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
- (6) その他

(開会 午前9時58分)

吉川主任賃金指導官

大変お待たせいたしました。定刻少し前でございますが、本日御参加の委員が御揃いでございますので、ただいまから令和6年大阪地方労働審議会第1回家内労働部会を開催いたします。

まず、本日の部会につきましては、開催の周知をホームページ等にて行いましたが、傍聴の申込みがなかったことを御報告申し上げます。

本日は、公益を代表する委員3名、家内労働者を代表する委員3名、委託者を代表する委員3名、計9名の委員の皆様にご出席いただいております。地方労働審議会令第8条第3項の規定により、当部会が有効に成立していることについて、まずは御報告申し上げます。

なお、本日の議事録は公開を予定しております。発言者の御名前も掲載されますので、御承知おきください。

部会長及び部会長代理が選任されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

まずは開催に当たりまして、大阪労働局労働基準部長小川から皆様に御挨拶申し上げます。

小川労働基準部長

おはようございます。小川です。

本日は皆様方、御多忙のところ、大阪地方労働審議会の家内労働部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より労働基準行政につきまして御理解と御協力を賜っていることを、この場を借りて感謝申し上げます。

大阪府の最低工賃であります。家内労働の最低工賃につきましては、その実効性を確保するために3年を目途に見直しを行うこととなっております。大阪府の最低工賃は、現在、法令上、男子既製洋服製造業最低工賃のみとなっております。

前回家内労働部会の開催は令和3年ですので、今回は3年ぶりの開催となります。また、前回、前々回家内労働部会では、最低工賃の改正を見送るという判断がなされておりますので、直近の改正は平成28年です。

現在設定されている男子既製洋服製造業最低工賃をどのようにするかということが主題の当部会ではありますが、本日、委員の皆様方におかれましては、様々な社会情勢の変化なども御勘案のうえ、それぞれのお立場で忌憚のない御意見をいただければと思っております。

簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

吉川主任賃金指導官

それでは、家内労働部会委員の皆様を御紹介申し上げます。

(委員紹介)

吉川主任賃金指導官

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日配付の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の「会議次第」、「配席図」、第1回家内労働部会資料目次に綴じております「資料1から資料5までの一綴り」、別冊になっております資料6「大阪府における家内労働の現況」、最後に、資料7「大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の現状について」及び小冊子「家内労働のしおり」となります。

以上、皆様、御揃ひでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これより議事(1)の「部会長の選出及び部会長代理の指名について」に入ります。

地方労働審議会令第6条第5項の規定により、部会長は、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当部会に属する委員及び臨時委員が選挙することとされております。

今回は、公益委員により事前に協議された結果をこの場で御報告いただき、各委員にお諮りするという方法で選出させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

吉川主任賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、事前の結果につきまして、公益代表の立見委員より、協議された結果の御報告をよろしくお願ひいたします。

立見委員

御報告させていただきます。

事前に協議した結果、部会長には森委員ということになりました。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

吉川主任賃金指導官

ありがとうございます。

では、御異議がございませんでしたので、部会長は森委員をお願いすることに決まりました。

続きまして、地方労働審議会令第6条第7項の規定により、部会長代理は、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、部会長が指名することとされております。恐れ入りますが、部会長から御指名をよろしくお願ひいたします。

森部会長

部会長代理には、立見委員にお願いしたいと思います。

吉川主任賃金指導官

ありがとうございます。

部会長から、部会長代理は立見委員に、との御指名がありました。

それでは、部会長の御指名により、部会長代理は立見委員にお願いいたします。ありがとうございました。

(「部会長」、「部会長代理」のネームプレートを置く)

吉川主任賃金指導官

それでは、以後の議事進行につきましては、森部会長にお願いいたします。森部会長、どうぞよろしくお願いします。

森部会長

部会長を務めさせていただくことになりました森です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。

議事(2)の「大阪地方労働審議会家内労働部会運営規程等について」に入ります。

事務局から、運営規程等について御説明ください。

原賃金指導官

それでは、大阪地方労働審議会家内労働部会運営規程等について御説明いたします。

お手元の資料2に地方労働審議会令、資料3に大阪地方労働審議会運営規程、資料4に大阪地方労働審議会家内労働部会運営規程、資料5に大阪地方労働審議会家内労働部会傍聴規程をつけております。今開催しております大阪地方労働審議会家内労働部会は、これらの規程に基づき設置されているものです。

資料5の家内労働部会傍聴規程を本年10月1日付けで一部改正しておりますので、説明させていただきます。改正点は5点ございます。

1点目は、第2条「開催の周知」についてです。「開催の周知」として、従来の「合同庁舎掲示板への掲示」に「労働局ホームページへの掲載」を追加しております。

2点目は、第3条「傍聴申込みと通知」についてです。申込締切日について、従来「概ね5日前」としていたのを、1点目の改正と関連して「概ね7日前」に改めています。

3点目は、第8条「退場の要求」についてです。のぎへんの「規程」の文字が「規定」の誤字となっていたため、訂正しています。

4点目は、別紙1の様式についてです。3(2)にあった「新型コロナウイルス感染拡大

防止、マスク着用」の項目を項目ごと削除し、これに伴い、旧3（3）の項目を3（2）に繰り上げて文言を整え、旧3（4）の項目も同じく3（3）に繰り上げています。

5点目は、別紙「傍聴に当たっての遵守事項」についてです。6番の項目の「賛否を表明したり」を「賛否を表明することや」に改め、4点目の改正と同じく「新型コロナウイルス感染拡大防止」に係る項目として12番にあった項目を項目ごと削除し、これに伴い、旧13番の項目を12番に繰り上げています。

本件につきましては、本来であれば家内労働部会のお諮りし、了承を得たうえで運用すべきところ、家内労働部会開催に先立ちまして、開催、傍聴の申込みの周知として労働局ホームページへの掲載を行う等のため、ただいまお示ししておりますとおり、資料5の形で令和6年10月1日から運用させていただいておりますことを御了承ください。

大阪地方労働審議会家内労働部会運営規程等についての説明は以上です。他に修正すべき点等がございましたら御意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

森部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明にありました運営規程等につきまして、何か御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

（意見等なし）

森部会長

ありがとうございます。

それでは、御異議がないということですので、承認いたします。

その他、運営規程等に関する御質問等はございますか。よろしいですか。

（質問等なし）

森部会長

ありがとうございます。

それでは、家内労働部会運営規程等についてはこのように進めさせていただきます。

本部会の議事につきましては、地方労働審議会令や大阪地方労働審議会運営規程と併せ、この家内労働部会運営規程に基づいて運営してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議及び議事録については、大阪地方労働審議会運営規程に基づいて公開することといたしますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、同規程第5条及び第6条第2項により、部会長判断で非公開とする場合がございますことをあらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、次の議事を進めていきたいと思っております。

議事(3)の「大阪府における家内労働の現況について」に入ります。

事務局から、現況について御説明をお願いします。

原賃金指導官

では、資料No.6「大阪府における家内労働の現況」を御準備ください。

資料1ページの1、家内労働者の概況について御説明いたします。

毎年10月現在の家内労働概況調査という調査を全国的に実施しており、その調査結果から、大阪における家内労働の現況をまとめております。

(1)と資料3ページの表1を併せて御覧ください。

令和5年10月現在では、大阪における家内労働者数は6,340人であり、前年と比べると93人の減少となっております。また、大阪における委託者数は380件で、前年と比べると14件の減少となっております。

(2)と資料3ページの表2を御覧ください。

業種別の家内労働者の構成ですが、大阪では繊維工業が構成比17.9%、その他(雑貨等)が構成比46.9%となっております。

(3)と資料4ページの表3を御覧ください。

業種別に見た家内労働従事者数等ですが、家内労働者を男女別で見ていきますと、男性が718人、女性が5,622人となっており、女性が圧倒的に多いという状況です。全国的に見ても女性のほうが多いという状況です。

補助者とは、家内労働者と同居している親族で家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。代理人とは、委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合、自らが直接、家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的・時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に置くものです。

続きまして、資料1ページの2、家内労働安全衛生指導員の指導状況について御説明いたします。資料5ページの表4も併せて御覧ください。

家内労働安全衛生指導員制度とは、家内労働者が使用する機械、原材料のなかには、プレス機械、有機溶剤等を使用する等、危険又は健康に有害なものもあることから、昭和49年4月に制定された家内労働安全衛生指導員規程に基づき、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するために設けられた制度です。

家内労働に係る安全衛生指導に必要な知識及び経験を有する者のうちから、家内労働安全衛生指導員を労働局長が任期2年で委嘱しております。当局では家内労働安全衛生指導員3名を委嘱しており、管内の委託者に対して巡回指導を行っております。令和5年度は52

の委託者に対し巡回指導を行い、39の委託者に法違反が確認されました。最も多かった法違反は、委託状況届の届出をしていないというものでした。

なお、委託者は、毎年4月1日現在の状況を4月30日までに委託状況届により届け出なければならないとされております。

また、家内労働手帳を交付していないケースや帳簿を備え付けていないというケースもありました。巡回指導時には、家内労働者の安全衛生についても併せて指導を行っています。

資料2ページの3、労災保険特別加入状況について御説明いたします。資料5ページの表5も併せて御覧ください。

特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者や補助者を一般の労働者に準じて保護することを目的とし、労災保険に特別加入できるようになっております。強制加入ではなく、任意加入です。小冊子「家内労働のしおり」24ページ以降に説明がございますので、また後ほど御確認ください。

大阪府内の加入状況ですが、令和6年7月末現在で、特別加入団体は2団体、加入者数は15人です。

4、最低工賃の決定状況について御説明いたします。資料5ページの表6も御覧ください。

大阪府における最低工賃については、過去は4つ設定されておりましたが、タオル製造業が平成27年度に廃止、婦人既製洋服製造業が平成29年度に廃止、横編ニット製造業が平成30年度に廃止され、現在は男子既製洋服製造業についてのみ最低工賃が設定されております。

現在の男子既製洋服製造業に係る最低工賃については、平成28年8月1日から発効しております。最低工賃の具体的な決定状況等については、次に御説明をいたします「大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の現状について」の資料がございますので、また後ほど触れさせていただきます。

以上が「大阪府における家内労働の現況」の説明でございます。

森部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の御説明につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。いかがでしょうか。

(質問等なし)

森部会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事(4)の「令和6年度家内労働実態調査結果について」に入り

ます。

事務局から、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃に係る実態調査結果の報告をお願いいたします。

原賃金指導官

資料 No. 7「大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の現状について」説明させていただきます。

1 番、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃決定の経過については、併せて 23 ページ、資料 1 を御覧ください。

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃は昭和 50 年 2 月 26 日に新設され、第 1 回改正は昭和 54 年 12 月 5 日に発効されました。その後 9 回にわたり改正され、直近の改正は平成 28 年 8 月 1 日付けでございます。

平成 30 年度から令和元年にかけて、第 12 次最低工賃新設・改正計画に基づき家内労働部会を開催しましたが、最低工賃の改正諮問は見送りとなりました。令和 3 年度には、第 13 次最低工賃新設・改正計画に基づき家内労働部会を開催し、業界の活性化、人材育成・確保について別途考えることが重要であるとの認識に立った上で、今回最低工賃の改正の必要性はないという結論に達し、改正諮問は見送りとなりました。

そして、今回、第 14 次最低工賃新設・改正計画に基づき、家内労働部会を開催しております。

続きまして、2、家内労働に関する実態調査結果についてに移ります。

令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月にかけて、委託者名簿を基に、男子既製洋服製造業を営む事業場を対象に実態調査を実施いたしました。通信調査の実施後に聴取調査を行っております。25 ページからの資料 2 が、通信調査に用いた調査票です。委託者用と家内労働者用がございます。

労働局では、家内労働者の方を直接把握できないため、家内労働者用の調査票も同封して委託者に送付し、委託者から家内労働者に配布していただき、家内労働者から直接労働局宛てに回答するという流れで家内労働者用の調査票は回収いたしました。

1 ページに戻りまして、調査対象委託者数は 6 件、うち 6 件から回答を得ています。

(1) 回答事業場の委託状況は、大阪市内 2 件、枚方市 3 件、貝塚市 1 件の計 6 件です。家内労働者数は 148 人です。

(2) 調査対象委託事業場 6 件の委託作業内容と家内労働者の内訳は、委託作業内容別の家内労働者数について記載しております。

大きく分けて、背広上衣とズボンに分かれます。背広上衣が 148 人、ズボンがゼロ人、その他で 1 人でした。その他とは、端切れや替えボタンを袋に入れる作業で、縫製は行っていないとのことでしたので、この 1 人には最低工賃の適用はありません。よって、最低工賃の対象となる作業に従事する家内労働者数は 148 人ということとなります。令和 3 年調査で

は 164 人でございましたので、16 人減少いたしました。

2 ページの (3) 調査対象委託者の発注元からの受注量・受注単価の 3 年前との比較については、委託者からの回答を基に記載しております。

①背広上衣について、受注量が「10%以上減少した」が 3 件、「10%以上増加した」が 2 件です。受注単価は「変わらない」が 1 件、「10%未満増加」が 1 件、「10%以上増加」が 3 件です。

②ズボンについて、受注量が「10%以上減少した」が 1 件、「10%以上増加した」が 2 件です。受注単価は「変わらない」「10%未満増加」「10%以上増加」がそれぞれ 1 件ずつとなります。

(4) では、委託者から家内労働者への委託する量や工賃単価の 3 年前との比較について記載しております。

①背広上衣について、委託量が「10%以上減少」が 3 件、「変わらない」が 2 件、「10%以上増加」が 1 件です。工賃単価は「変わらない」が 3 件、「10%以上増加」が 3 件です。

②ズボンについては、委託がありませんので記載はありません。

(5) 工賃の支払い状況について御説明いたします。

工程別の工賃単価は、背広上衣については 18-1 ページの別表 1 に、ズボンについては 18-2 ページにまとめております。また、資料 59 ページの資料 10 に各工程図がございます。

まず、18-1 ページの別表 1 ですが、各工程には緑色の横線で現在設定されている最低工賃を示しております。最低工賃額は、緑色の横線の右横に記載しております。そして、赤丸で委託者が実際に設定している工賃を示し、バツ印で赤丸の平均値を示しております。

18-2 ページのズボンについての工賃支払い状況は、家内労働者への委託は行っていないとの回答であるため、委託者が実際に設定している工賃の平均値であるバツ印は、全ての工程について、ゼロ点での表示となっております。

工程・規格別の工賃単価等については、19 ページ以降の別表 2、3、4 及び 5 でまとめています。

19 ページ、別表 2 は、品目及び規格別工賃並びに所要時間等の状況であり、委託者、家内労働者それぞれからの実態調査回答により作成しました。

20 ページ、別表 3 は、品目別平均工賃額であり、前回実態調査を行った令和 2 年度と今回、そして、今回の実態調査で 3 年前との比較について、委託者から回答を得ておりますので、それらの内容を表にしております。また、各年度の調査では対象となる委託者が全く同じではありませんので、ご留意ください。また、ズボンについては、委託がありませんので割愛しております。

21 ページ、別表 4 は、品目別及び 1 枚当たりの工賃額階級別委託者数を表した表です。

22 ページ、別表 5 は、単位品目当たりの所要時間別家内労働者数の分布状況を委託者、家内労働者それぞれからの実態調査の回答により作成しました。

それでは、2ページに戻っていただきまして、説明を続けさせていただきます。

別表にて工程別の工賃の状況等を見てきましたが、事務局で委託者から直接聴取したところによると、工程ごとの工賃を設定していても、実際に家内労働者へ委託するときは一着単価で委託しているケースが多いということです。

また、工程ごとの工賃を設定せず、一着単価で家内労働者に委託している委託者が3社ございました。その額は、3ページの一番上にかかせていただいております。A社は、既製服かイージーオーダーかフルオーダーかで額が異なるそうです。また、B社は一着1,000円、C社は一着600円と聴取しております。

続いて、3ページの(6)では、実態調査で得られた委託者の意見を書かせていただいております。

①現在の大阪府最低工賃について、「妥当」が5件、「高い」が1件、「安い」はゼロ件でした。妥当とした理由として、3点御意見がございました。「受注量が増えていない現状からは妥当である」「審議の結果決まっているものであれば妥当と思う」「他社と比べても妥当と思う」という御意見でした。

②家内労働者への今後の委託については、「今後も委託する」という御意見が6件でした。

③現在の景況及び今後の見通し等については、記載のとおり、「家内労働者の高齢化により、将来の人手不足が懸念される。(60歳以下の者が1名のみ)」という御意見がございました。

続きまして、4ページの(7)では、家内労働者からの実態調査回答から得た状況についてまとめております。

①は、家内労働者の年齢と経験年数等の状況を表にしております。上段が女性、下段が男性です。経験年数は1.5年から45年までであり、平均25.0年です。また、年齢は42歳から80歳までであり、平均74.5歳です。

②は従事日数と従事時間を記載しておりますが、平均従事日数は一月当たり15.4日、1日平均従事時間は4.3時間でした。

③は工賃について書かせていただいております。工賃額について記載のあった7名について計上しました。令和5年9月について、「1万円未満」が1人、「1万円以上2万円未満」が3人、「2万円以上3万円未満」が1人、「3万円以上」が2人、平均工賃額は1万9,522.1円です。また、令和5年9月以外の分について把握できた月収を平均したところ、2万5,927円でした。また、平均時間単価は247.8円、最高月額は7万125円、最低月額は850円でした。

5ページ(8)では、家内労働者からの最低工賃についての意見・要望を書かせていただいております。「工賃がよくなっていない」「工賃を上げてほしい」「仕事をもっと欲しい」といった記載どおりの御意見がございました。

続いて、3番、委託者数及び家内労働者数の推移について、平成9年度から令和5年度までの男子既製洋服製造業最低工賃が適用される委託者数及び家内労働者数の推移を表にし

ております。委託者数については減少傾向、家内労働者についても、一時増加したときもありますが、減少傾向にあります。

4番、工業組合に対する聴取調査結果については、3つの工業組合の方に事務局から伺い、お話を聞かせていただきました。その内容を掲載しております。

(1)は、大阪服装縫製工業組合様から聴取した内容です。「紳士服を取り扱っている組合員は100名以上の規模の3社を含め、9社であるが、業態は全てがパターンオーダーかフルオーダーのみの取扱いであり、既製紳士服は採算が合わないため製造は行っていない」

「既製紳士服は、ほとんどが海外で生産が行われている」「最低工賃の金額については、経済状況から、工賃の上乗せは不可能である。国から製造にかかる価格転嫁を求められているが、国による利益率の統制を図ってもらわないと、製造者に対する価格転嫁ができない」といった回答がございました。

6ページ下段の(2)は、大阪メンズアパレル工業組合様から聴取した内容です。「紳士服の状況については、全体数量が右肩下がりであり、いましばらく減っていくものと思われる」「紳士服を取り扱っているところの業態はパターンオーダーかフルオーダーの取扱いで、既製紳士服のほとんどが海外での生産である」といった回答がございました。

7ページ中段の(3)は、大阪府洋服商工業協同組合様から聴取した内容です。「紳士服の取扱いはオーダーメイドのみであり、既製服は取り扱っていない」「組合員の高齢化による後継者不足もあり、今後5年間で組合員数は半減することとなりかねない」「工賃は、縫製を行う職人と一着幾らと決めており、工程ごとの金額とはしていない」といった回答がございました。

8ページから12ページまでの5は、委託者に対する聴取調査結果です。A社からF社まで6社について書かせていただいております。お目通しいただければと思います。

なお、先ほど2ページからの(5)工賃の支払い状況のところでもA社、B社、C社と出てきましたが、5のA社、B社、C社とは連動しておりません。

13ページから16ページまでの6は、各種統計等について、様々な統計調査から男子既製洋服製造業に関係のあるデータを抽出しております。

(1)は工業統計調査結果で、30ページの資料3を併せて御覧ください。

(2)は、賃金構造基本統計調査を用いた同業種の労働者数・賃金水準等についての数値です。31ページの資料4を併せて御覧ください。

(3)は、日本貿易統計より、男子用スーツの輸入量・輸入額の推移です。32ページの資料5を併せて御覧ください。

(4)は、商業動態統計より、大型小売店における商品別販売額で、紳士服・洋品について、全国と大阪の数値を出しております。33ページの資料6を併せて御覧ください。

(5)は、家計消費状況調査より、全国の1世帯当たりの背広服の1か月の支出額です。34ページの資料7を併せて御覧ください。

(6)は、大阪府おおさか経済の動きより、大阪府における消費動向について分かるもの

を抜粋したものを、35 ページからの資料 8 として掲載しております。

続いて、16 ページの 7、他局における男子既製洋服製造業最低工賃の改正状況等については、54、55、56 ページの資料 9-1 を併せて御覧ください。

19 局の状況をまとめたものでございます。今年度を含め、過去 3 年間で改正決定されたものが 5 局、改正を見送ったのが 4 局、廃止されたのが 2 局、令和 6 年度に審議を行うものが 7 局、廃止を検討しているのが 1 局となっております。

57、58 ページの資料 9-2 は、それぞれの局の規格別の最低工賃を一覧にしたものです。各局により規格が異なり、また、最低工賃が設定されていない工程もありますので、このような形となっております。

続きまして、59、60 ページの資料 10 として、男子既製洋服背広、ズボンのまとめ作業工程解説図をつけております。61 ページには、資料 11 として現在適用されている大阪府最低工賃一覧表、62 ページには、資料 12 として大阪府内の最低賃金、63 ページには、平成 26 年から本年度までの大阪府最低賃金の推移の資料をつけております。

以上が資料の説明となります。

森部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局の御説明がございましたが、何か御質問、御意見等はございますか。

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃につきましては、この実態調査の結果を踏まえて、改正決定の必要性の有無について検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何か御質問等はございますか。

澤谷委員、お願いします。

澤谷委員

この資料 7 の実態調査のところでの意見聴取は、実際に事務局の方が向かわれて口頭でやり取りした内容という理解でよろしいですか。

原賃金指導官

調査票自体は、説明したように、基本郵送でお送りして、その上で会社や組合に訪問し、面談によりヒアリングを行っています。家内労働者に対しては、委託者を通して調査票を配付していただいて、返信用の封筒も同封し、回収自体は労働局に直接送付していただくという調査方法です。

澤谷委員

ありがとうございます。

森部会長

ありがとうございます。

そのほか、御質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。先生方、よろしいですか。

高野委員

この実態調査の対象委託者6社のうち、オーダーメイドのみで既製服は製造していないと回答した企業は、最低工賃の適用対象の企業に含まれるのですか。

原賃金指導官

家内労働の委託者をどのように把握するのかということと関連するのですが、基本的には法令に基づく届け出として、委託者から委託状況届が提出され、その届出に業種が記入されています。

業種欄には、一般的には、例えばスーツの縫製や婦人服の製造という書き方がなされるのですが、そこに、既製服やオーダー、パターンオーダーというように、スーツの種類は一般的には記載されていません。そのため、そのような記載がなされた委託状況届の情報では、スーツを作っているということしか把握することができません。委託状況届以外に、家内労働安全衛生指導員による訪問指導や、今回のようなアンケート・個別のヒアリングを行った場合に、もう少し実態に即した内容を把握できると思いますが、そういう点でいうと、業種としてはスーツの縫製を行っている、既製服であれパターンオーダー、オーダーであれ、スーツの縫製を行っているという把握になってきますので、その中には既製服とパターンオーダーが両方含まれているということになってきます。

高野委員

一応最低工賃の名前としては男子既製洋服製造業ですが、広く、そこまでは把握できていないのでパターンオーダーやオーダーでやっているものも含まれているということから、紳士服製造業という形で最低工賃を設定することはできないのでしょうか。

原賃金指導官

工賃の設定としては既製服です。オーダーは注文服と言われるものになってくるかと思えますので、最低工賃の対象には含みません。

高野委員

そうですね。金額自体もオーダーのほうが高い。

原賃金指導官

そうですね。昭和 40 年とか 50 年ぐらいに新設されているものですので、その当時の設定の経緯から考えると、当時であればオーダー品と既製の金額は全く違う。オーダー品は基本的に職人の世界だったもので、今とは金額が全く違うような状況に基づいて、既製だけを工賃設定の対象にしているということになるかと思います。

高野委員

ありがとうございます。

森部会長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き、議事（５）「大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について」の審議に入りたいと思います。

家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員から、改正の必要性の有無について、それぞれの御意見をお伺いしたいと思います。

まず、家内労働者を代表する委員からお願いしてよろしいですか。

澤谷委員

必要性の件につきましては、前回の改正が平成 28 年であるところ、私は初めてこの部会に入りますので資料を見るのも初めてなのですが、資料 7 の 63 ページの地域別最低賃金の推移については、ちょうど 28 年、改正された年が 2.91% と非常に高い水準でこれまでよりは上がってきたと。それ以降、この間、特にこの 2 年に関しては、最低賃金が非常に高い水準で引き上げられてきたということは、この表で見てもお分かりかと思いますが、62 ページ、大阪府の最低賃金は 1,114 円となっていますが、全国加重平均値においても 1,004 円、昨年 1,000 円を超え、今年は 51 円増の 1,055 円に加重平均値も上がってきたという状況で、やはりこの 8 年間で見たときには、最低賃金自体が非常に上がってきている中で、これが据え置かれているという状況は、やはり見直していく必要があるかなということがまず大きな 1 点目となります。

あと、先ほど少し質問させていただきましたが、実態調査では委託者は 6 社、今後も委託するという状況であり、資料 2 ページの額面については、工賃をどうするかはまた別でしょうけれども、実態値として、10% 以上上げているところもありますし、そういった点ではやはり賃金、工賃の引上げは必要、額はまた別の議論にはなってきますが、やはり今の実情と物価等を含めた消費支出の面において、ちょっとここではあまりそういった数字がありませんけれども、消費動向や全体感を見たときに、消費支出の多さを含めると、やはり生活も含めて賃金を引き上げていく必要はあるかなと考えております。

以上です。

森部会長

ありがとうございました。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

鈴木でございます。

加えて、23 ページでございますが、別に何年に1回上げるという話ではないのは重々分かっておりますが、第1回から第7回までは引き上げておりましたが、その後が1回空いて、第8回、第9回については、9年ごとというのですかね、というところの流れを考えていくと、やはりタイミング的にはこの時期ではなかろうかと思えます。また、先ほど澤谷委員もおっしゃっていましたが、工程規格はいろんな都道府県を見ても違うので一概に言えないのですが、18-2ページは、ズボンはやっておりませんのでいいのですが、18-1ページの工程を見ていくと、2工程だけ、2.5工程ぐらいですか、は最低工賃のすれすれのところや割っているところはありますが、それ以外のところは比較的上がっていることを考えると、ここは持ち上げていかないと、先ほど指導官の方もおっしゃっていましたが、今75歳ぐらいが平均年齢で、スーツのお直しの価値観というのはやはり技術職、プロの方々のもものがどんどん今衰退化していくところで、やはりこの産業を残していくことを考えると、この辺の、どの工程を上げるかというのはありますが、まだ最低工賃を上げて問題ないのかなと思っております。

以上です。

森部会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、委託者を代表する委員からよろしく願いいたします。

中井委員

おっしゃるように、一回このタイミングで上げようかという御意見をお聞きしたのですが、先ほど鈴木さんに、個人的に御挨拶させていただいたのですが、委託者側の立場からしますと、平成30年あたりからかなり業界と前線との間でいろいろとお世話になっております。そのお世話の内容は、ほとんど「もう工場閉鎖するから何とかしてくれ」というものです。それで大変お世話になってきました。ここで、先ほど調べてもらった数字を見ても、大変な減少の仕方ですね。

ここで上げていきたいというのは、受け手の側からすると分かるのですが、出すほうのメーカーは、ちょっとそういう体力は本当にもうなくなっています。

今回、委員になっていただきたいということで、枚方の中の、一、二社に別件でお尋ねし

たときに、実態をお聞きしましたところ、確かに最低工賃が廃止されると目安はなくなり、それはちょっと問題かなと思うけれども、平成 28 年から今に至るまで、工賃は全然上がっていないかという、そうではないと。自立的に上げています。上げないと受託する方がいなくなるからです。28 年からはずっと、最低工賃としては固定されていますが、お互いのやり取りの間で自立的に上がっている部分もあります。

また、既製の最低工賃という名前がついていますが、実態は、既製服のような作り方はほとんどしていません。昔は原反を大量に買い込み、売れるかどうか分からないのに大量に作り、販売店や百貨店に納め、売れた分はなくなるけれども返ってくると。そういう商売のやり方がちょっと問題になり、こういう衰退の原因になっていったと思います。

大阪の対象委託者は 6 社であると今聞きましたが、私は、枚方の工場を長年存じ上げており、3 社ほど存じ上げていますが、本当に皆大変です。その中で全部民事再生になっています。最近もう一社、大きなところも民事再生になりました。大阪で残っているところでも、おおよそ、宮崎県や秋田県といった、工賃は上がっているが安いところに求めてもう行っています。そのため、大阪ではここでいう既製服を本当は作っていないのではないのでしょうか。ほとんどオーダーで作っていると。

また、先ほどおっしゃったように、オーダー服は既製服よりも幾らか高い。売値も高いですし、それぐらいついていけますので、出し手、受け手は既製服より高い単価で取引されているのだと思います。

そのため、そのようなことを考えますと、既製服だとまたちょっと幅があると思いますのでね、実際の。受け手は 148 名ですかね。子供服やタオルなどの廃止の前例が 3 つ挙がっていますが、この部会の開始前に、労働局の方に、「もうぼつぼつ、実感からすると既製服ももう廃止してもいいのではないですか」とお聞きしましたところ、「148 名残っています。100 名を切ると廃止の検討の対象となります」とのご回答でしたが、5 年後にはそのような状況になっているのではないかと思います。

受け手も 72 歳以上ですかね。今、国は最低賃金の引上げを推し進めています、それは労働年齢である 65 から 70 歳まで最低なっているのですが、受け手はそのような年齢から外れていらっしゃるし、月収は 2～3 万円。もちろん年金などを受給しながら、家内労働による工賃を生活の足しにはされていると思いますが、それが生活費の主な収入源であるかという、それもよく分からない。

また、お聞きしたところによると、「もっと数を出すからやっていただけませんか」と言っても「もう年で目もこんなやし、もうそんな数要らんわ」というケースもあり、ケース・バイ・ケースです。第三者が立ち入れないコミュニティーのような状況になりつつあると思います。

そのため、第三者が立ち入って「上げなさい」というのは、我々の立場からするとなかなか難しい状況ではないだろうかと思います。

いろいろお話しさせていただきましたが、とりあえずこのような考えだということをお

返事させていただいて、終わらせていただきます。

森部会長

ありがとうございます。

その他、中村委員、平岡委員、いかがでしょうか。

中村委員

はじめまして、中村です。

当社は、九州で紳士服のオーダーメイドの160人規模の工場を経営しています。既製服は既に100%海外で行っています。現状、中井委員とほとんど同じ意見ですが、もうこれ以上縫製工場、紳士服はありません。一から立ち上げるのは不可能です。技術者は高齢で、何しろ設備が自動裁断機1台で1,500万、島精機で買わないといけないほどの設備投資になりますので、本格的な工場を一から造るとしますと、建物も含めて最低でも2億円ぐらいの資金が必要ですが、リターンがないのに2億円を投資する人はいません。

現状、私どもは、この10年かけまして、家内工業、外注さんですね、外注さんに出すのを100%やめました。このような未来は10年前から分かっていたし、いずれかなくなるということは、高年齢化で、縫製業そのものが低価格の加工賃でずっと30年行っておりましたので、縫製工場自体がもう継続できない、集約化、僅かな数社しか残らないという状況になっていまして、リスクを張って100%ない成果を、当社は行ってきました。

ただし、この配布資料にありますとおり、中井委員はこのA社、B社、C社をよくご存じだと思いますが、私も、おおよそ分かるのですが、本当にぎりぎり、世間では最低賃金が上がることをよしとされていますけれども、物価の上昇や最低賃金の上昇に、我々経営者はついていくのがやっとなです。大規模な工場ほどやっとなです。それは売上げが急に上がるわけではないため、客先に我々もリスクを張って加工品の値上げを毎年行っています。やはり客先もぎりぎりです。強弱、強い弱い、大変差が出てきて、数社の工場で1社の客先を取り合うということも出てきている状況で、一律に、今回の議論にある最低工賃の引上げという、この行為自体が消費税のインボイス制度のように廃業を促すという側面も少し出てくるかなと思います。

先ほど中井委員がおっしゃいましたように、私どもの工場と、ここに出てきているA社、B社、C社は、見た目は同じスーツを縫っていますが、縫製の方法は全く違います。それぞれまとめの外注に出す工賃が上がるという外注に出すところも、やはり手仕事が多ければ多いほどコストが上がりますので、工場によって手仕事をいかに少なくするか、常に努力してきた工場と昔ながらの方法で行っている工場では、こちらに出てきている部位、例えば襟ぐりにおける手仕事の距離が全く違います。そのため、例えばここで、襟ぐりのところは最低工賃を幾らアップしてくださいよと言ったところで、やはり受けている工場によって距離が全く違いますし、ベースの距離がありませんので、なかなか一律に何を何円上げるの

かということについて議論し難いと思います。

ただし、ここのアンケートにありますように、何社かは、まとめされる方との直接の交渉で工賃を上げていらっしゃる場所も結構あります。やはり家内労働を行ってもらえないと回らないので、絶対に一円も上げないという状況ではないと思います。

例えば、「A社からのこのオーダーは比較的工賃融通が利くため、これに関しては、100円アップしますよ」「どうしてもこの別注の数着だけは既存の値段で行ってよ」など、おそらく皆さん、まとめ屋さんとケース・バイ・ケースで交渉されているのだろうと想像しますが、そのようなことは、このペーパーの議論で大変見えにくいところであるため、最低工賃の引上げが実態にどう沿うのかという疑問は少しあります。

また、中井委員が最後におっしゃったように、受け手側の年齢層について、一部40代の方もここに書かれていますが、多くの方は70代、中には80代、どのように糸を針に入れているのだろうかという疑問を感じるほどの視力で行っている方もいらっしゃいます。そのため、5年、3年継続できるのかどうかも不明であるという状況ですので、一律に上げることが発注側と受け手側の利益となるのかという疑問も少しあります。

少し長々と発言しましたが、なかなかペーパーで、数字上で出しにくい業界ではあるかなというのが私の印象です。

以上です。

森部会長

ありがとうございました。

平岡委員、いかがですか。

平岡委員

受託労働者側委員のご指摘としましては、最低工賃は平成28年以降上がっていないが、その間、最賃は3～4%強程度ぐらい上がってきており、近年では賃上げの動き大きく、今年も4～5%ぐらいの賃上げもなされている実態があるため、当該工賃も上げる必要があるのではないかという内容だと思います。一方、受注は相当減ってきており、また、対象の事業者は6社、対象の受託者は前回からすると減少率は少し下がってきているものの148名まで数が減ってきており、高齢になってきているということも実態としてあります。

また、この配布資料に書かれているとおり、現在では、既製洋服はほとんど製造されていないとのことなので、この最低工賃が実態としてどのくらい機能しているのだろうかとも思います。一方、実際の工賃も上がってきている状況もあるというご指摘についても、資料から読み取ることができるので、市場として必要があるから工賃は上がってきているのだと思います。ただし、最賃の議論においても同様ののですが、工賃の実態が上がってきていることと法律で最低工賃を引き上げていくこととは意味合いが異なるので、法律で定める最低工賃を引き上げていくことに、どのくらいリスクや意味があるのかについて考える必

要があるのではないかと、今日の御意見も聞いていて思いましたので、その点についてはきちんと議論しなければならないと思います。

森部会長

ありがとうございました。

それぞれの御主張を出していただきましたので、それでは、まず、家内労働者を代表する委員の皆様から委託者を代表する委員の皆様に対して御質問等がございますか。

澤谷委員

いろいろとお話をいただきましてありがとうございます。本当におっしゃっている実態も理解しますし、6社という非常に狭い業界といたしますか、そういったところで最低工賃をどう考えていくか、平岡委員がおっしゃったようなことかと思いますが、その点において、先ほど鈴木委員からも発言がありましたが、それぞれの工程での工賃の平均値等が記載されている資料について、やはり最低工賃よりも相当高い位置にあるものもあれば、正直すれすれにあるものもあるかと思えます。

その点に関して、中井委員から、自立的にというのは自主的にということでしょうか、それぞれの委託業者が工賃を上げていっているという実態については、人材確保のために工賃を上げる必要があるから上げていっているという旨のご指摘があったと思えます。

今、委託者側の方からの御主張にはかなり様々な論点があったかと思えます。人の確保や業界の現況、それに対しての受注や経済の状況のような論点もあったかと思えます。

まずは、我々としては、業界として専門性を持った方々の人材確保は重要であると考えており、そのためには、自主的に工賃を上げていっている実態も踏まえ、やはり最低限となる最低工賃をまず引き上げていき、人材の確保といたしますか、人がやってみようと思えるような環境をつくるということも大事かなと思えます。

中井委員から、大阪においても他県の例えば工賃が安いところに流れていくというお話がありましたが、実際、もちろん中井委員がおっしゃったように、この資料だけで実態をすべて把握するという事はなかなか難しいものの、正直この部会においては、この資料を基に議論していくことが重要だと思います。例えば資料57ページ、58ページの資料9-2になりますでしょうか。

他県との比較もしなければならないと思いますが、資料57ページの一番左側の列に大阪の現行最低工賃額が記載されており、例えば工程欄の一番上の行に記載されているそで付け裏まつりは151円となっていますが、右側にずっと見ていきますと、他の都道府県の約半数が改正されていっており、大阪よりも高い最低工賃額となっていることがわかります。ほかの工程の最低工賃額においても、もちろんばらつきはあります。高いものもあれば低いものもありますし、他県より倍以上高いものもありますので、一概に大阪よりも全て高いとも言えませんが、やはり他県が最低工賃をそこまで引き上げていっているという点について

は、これも一つの実態としてあるのではないかと思います。

そのため、大阪においても工賃を自主的に上げていっている実態も踏まえ、最低工賃を引き上げていく必要性はあるのかなと感じているところです。

そういった点で人材確保は必要ですが、人材育成については少しこの場で議論すべき観点とはいえないと思います。

また、様々な実態調査の中でも、委託業者側から、過去、外国人実習生もそうですが、政府の補助金等が支給されていた時期もあったというところにおいては、今は特に労務費の適切な価格転嫁が非常に重要になってきていますが、その点は、我々だけではどうしてもできない部分でもありますので、例えば政府への要請など、広く議論していく必要があると思います。

以上です。

森部会長

ありがとうございます。

何か。平岡委員、どうぞ。

平岡委員

主に人材確保が必要だというお話と、最低工賃が低い他県への人材流出という点に対して、他県の状況を見ると最低工賃を引き上げている地域は大阪よりも最低工賃が高くなっているところがあるのではないかとのご指摘であろうと理解しました。

まず、2つ目のご指摘については、これはおそらく事務局の方からの補足があるのかもしれないのですが、この比較一覧表は単純に比較しづらい表になっていると思います。各都道府県によって規格や単位が異なるため、似通ったものを集めて表示しているのだと思います。そのため、単純にこの表で他県との差を見られないという面はあるのだと思います。

それを勘案しても、大阪の最低工賃が比較的高いという状況にはないのだろうということは、地域によってはあると思います。

改正している府県は、全てを見ているわけではありませんが、やはり対象となる委託者数や受託者数がある程度多いところだと思います。それほど需要があり市場があるため最低工賃が改正されていくという状況だと思われるので、その点はきちんと考えておかなければならないと思います。こうした観点から、大阪は改正している他県と同じような状況になっているのだろうかと思った次第です。

1つ目の人材確保の点については、この資料のデータのみを見ると、そもそもこの既製洋服製造業の市場がもうなくなりつつあり、既製服の需要がなく、受注も減ってきている、ズボンに至ってはもう全く発注もしていないという状況下で、この男子既製洋服製造業に従事する人材を確保する必要性がどのくらいあるのだろうかという疑問に思います。

業界全体としては、おそらく、オーダー服やセミオーダー服もあるためある程度の受注が

あり、それらの製造に従事する人は必要なのだらうと思いますが、このヒアリング結果を見ても、大阪の男子既製洋服製造業に従事する家内労働者を確保する必要性がどのくらいあるのかということが分かりません。その点に関する質問をどちらにすればよいのか分からないのですが、少し気になるところです。

森部会長

何か補足はございますか。

鈴木委員

よろしいですか。

森部会長

はい。では、鈴木委員、先に。

鈴木委員

今の御質問の件に関して述べると、委託者に対するアンケートの回答結果からは、委託者6社とも一応今後も継続的に委託するということがしか分からない、この資料しかありませんので。逆に事務局にお伺いしたいことがあります。中村委員もおっしゃっていましたが、僕も前回からこの家内労働部会に参加しているのですが、この部会は最低工賃の改正の必要性の有無を議論する部会であることは重々分かっている一方で、一律的に工賃を引き上げるといった話も出てきたと思います。

この資料の18-1ページを見ると、大阪の委託者の方々は結構頑張ってもらっていて、工賃が最低工賃よりも大幅に高い工程も結構ありますが、2工程だけが最低工賃を下回っています。一方で、資料54ページから57ページを見ると、これも中村委員がおっしゃるとおり、各県によって工程の単位の長さが異なりますし、この単価はどう測るということがもう全然分からないのですが、金額だけに着目すると、上がっていないところが大阪でもぎりぎりのところがやはり平均的に低いのかなと、全国平均で見ても低いのかなと思います。

最低工賃を決定する過程について確認したいのですが、まず本日は最低工賃の改正の必要性の有無を議論し、その後は、工程ごとに最低工賃の引き上げの有無を議論するのか、それとも、改正の必要性が有りとなれば全ての工程の最低工賃が引き上がってしまうのか、どちらでしょうか。もし分かれば教えていただきたいと思います。

平岡委員

あわせて、関連する質問なのですが、背広上衣とズボンのうち、ズボンはもう全く受注がないことから、ズボンの最低工賃の引き上げはしなくてよいという判断や、ズボンの最低工賃はもう廃止にするという判断はあるのでしょうか。また、どのタイミングでそのような判断

をするのでしょうか。

小川労働基準部長

おっしゃるように、今回の部会は、最低工賃の改正の必要性の有無について御意見を聞かせていただく部会です。改正の有無又は廃止とするかについての判断をするに当たっての御意見を聞かせていただく場です。

もし最低工賃の改正の必要性が有りとの結論に至った場合は、別途、家内労働法に基づく最低工賃部会を開催する必要があります。それこそそれぞれの専門の立場の方々に委員の就任を依頼し、今回のような協議体を開き、そこで決定します。

次の最低工賃部会においては、背広上衣はどうするか、ズボンはどうするか、各工程の最低工賃について、この工程の最低工賃は改正しないがこの工程についてはこのように改正するといった、本当に細かいところまで具体的に決めていくことが期待されています。

そのため、もし家内労働部会において最低工賃の改正の必要性が有りとの結論に達した場合は、別途、最低工賃部会を開き、各工程について、現在ではこの折り方は無いのはいか、この工程は需要があり求められているため引き上げるなど、それぞれ検討していくこととなります。このことは、既製服だけではなく、ほかにも全国的には、電気のプラグを差し込む作業に係る最低工賃が存在するところもありますが、形によっていろいろ異なりますので、あとはこちらのもとのほうの内容だとか作業の内容も異なるため、最低工賃部会において各工程の最低工賃を検討していくことになっております。

森部会長

そのときにズボンだけは最低工賃を改正しないということもあるのでしょうか。

小川労働基準部長

検討する余地はあるだろうと思います。

森部会長

先のご説明から、最低工賃の改正の必要性の有無を家内労働部会2回でお諮りし、もし必要性の有るとの結論に達した場合は、新たに別の部会が立ち上がり、より専門性の高いところで議論していくということです。

平岡委員、どうぞ。

平岡委員

最低工賃の改正の必要性の有無がこの家内労働部会での審議事項かと思うのですが、先ほどのご説明から、改正の必要性が有りとなれば、必ず全ての工程において工賃を引き上げなければならないということにはならない。改正の必要性、どちらかといえば見直しの必要

性の有無を議論し、見直した上で、工程ごとに最低工賃を引き上げるかどうかを議論する。ただし、次の家内労働部会では、そこまで決めないという理解でよいですか。廃止や、工程の切り方の枠組み自体を変更するといった内容も含めた見直しをするべきかどうかを、この家内労働部会で議論し、見直しの必要性が有りとなれば次の段階にいくということでもよろしいですか。ここで見直しの必要性が有りとなれば全ての工程が一律に上がってしまうということではないという理解をしておいてよろしいですか。

原賃金指導官

少し補足させていただきたいと思います。各委員にお伺いしたときにもお話しさせていただいたかと思いますが、直近では8年前に改正されていますが、そのときは全工程ではなく5工程か6工程に絞って見直しを行ったようです。8年前となると、私ども事務局の職員は基本的に全て入れ替わっており、正直、前回諮問見送りとなった3年前の状況を当時の担当者に聞いても明確な回答が得られないため、8年前となると、なおさら聞いてもあまり明確な回答が得られない。議事録等は断片的に残っていますので、それらを確認すると、8年前には工程を変更しようとしたようです。工程から変えないと意味がないということで工程を変更しようとしたようですが、おそらくどのように変更すれば良いのかも分からず断念しているようです。

全ての業態で言えることですが、技術革新のスピードは速く、先にお伺いしたときにも、例えば、ボタン付けは、現在ではよほど特殊なものでない限り、全てマシンでできるとのことでした。おそらくこの最低工賃が設定された段階では、ボタン付けは基本的に手作業で行うものという前提で最低工賃が設定されたと思いますが、縫製に限らず全ての業態において、機械化できるものは機械化されて自社工場内で製成されているという点でも影響が大きいと思います。そのため、8年前に改正されたときにも工程を変更する必要があるだろうという考え方で進めたようですが、到底変更することは困難であるため、工程の変更は諦め、工賃を改正できそうな工程を5～6つに絞り、その工程の最低工賃を引き上げるという結論となったようです。

正確ではないですが、参考として説明させていただきました。

森部会長

ありがとうございます。

先のご説明から、これまでの経緯を確認いたしますと、最低工賃の改正決定が必要であるという状況になったとしても、確実に全てを引き上げるというわけではないということです。

一方で、データの状況のこともありまして、高野委員からも御質問がございましたが、既製服かどうかという問題もありまして、オーダーのところは値段が高くなっているということも一つあるかと思っておりますので、そのあたりは少し慎重に吟味していかなければならな

い項目だと思います。

それでは、委託者代表の皆様から家内労働者代表の方に何か御質問等がございますか。いかがでしょうか。

中村委員

特にはないです。

森部会長

よろしいでしょうか。

それでは、全体としまして、何か御意見や御質問等がございますか。よろしいでしょうか。平岡委員、どうぞ。

平岡委員

資料の御説明の後に質問すればよかったのですが、改めて、この 18-1 ページの表に、赤ドットで実際に払われている工賃が示されているかと思いますが、これは1 ドット1 件ですか。

原賃金指導官

実態調査においては、調査対象委託者 6 社全てから回答を得ていますが、そのうち工賃額を記載した回答がなされたのは 3 社であり、18-1 ページの表には、その工賃額を赤丸で示し、赤丸の平均値をバツ印で示し、現在設定されている最低工賃を緑色の横線で示しております。

ただし、聴取調査の結果と併せて見ていただくと、ある程度御理解いただけるかと思いますが、先ほどから度々出ているとおり、現状は既製紳士服を取り扱っておらず、ほとんどフルオーダーやパターンオーダーのみの取扱いであるとの回答でしたが、回答書を配布して各工程の工賃額の回答を依頼している関係で、この工程に金額をつけるとするところのぐらゐの金額であろうという形で御回答をいただいていると私どもは受け取っています。

実際の発注方法としては、既に出ているように、一着 1,000 円など、一着単価で委託しており、工程ごとの工賃を設定していない。そのように委託している紳士服も、基本的には、既製服ではなく注文服、オーダー又はパターンオーダーであり、既製服のほとんどが海外製で、海外からの輸入品であるとの回答を得ています。

森部会長

ありがとうございます。

平岡委員、よろしいでしょうか。

平岡委員

状況は分かりました。

森部会長

そのほかの皆様、何か御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

委託労働者を代表する委員、家内労働者を代表する委員、それぞれの御主張及びそれぞれに対する御質問等を本日賜りました。

家内労働者を代表する委員の皆様御主張としましては、基本的にはやはり、最低賃金が引き上がっていること及び物価の上昇並びに今後引き続き対象委託者が対象家内労働者に委託するという実態調査結果から、最低工賃を見直してはどうかという御主張であったと思います。

委託者を代表する委員の皆様からは、やはりもう非常に業界自体が小さくなっており、どのところも非常に厳しい状況であること、産業自体が非常にますます縮小化し、家内労働者も高齢化している中で、今後、その技術をどこまで続けて行っていくことができるのか分からないという状況があることから、最低工賃の引上げは非常に厳しいという御主張がなされたと思います。

本日は、家内労働者側、委託者側の主張に隔たりがあり、結論を導き出すことが困難なようですので、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無につきましては、次回、引き続き審議を行うこととさせていただきたいと思います。

また、次回の部会ですが、改正決定の必要性の有無についてより具体的な審議が行われることとなると思いますので、公開することにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるということが懸念されます。

そのため、大阪地方労働審議会運営規程第5条及び第6条第2項により、会議及び議事録を非公開としまして御審議を行ってはどうかと思いますが、この提案についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

森部会長

それでは、次回の部会は、大阪地方労働審議会運営規程第5条及び第6条第2項に基づき、会議及び議事録を非公開といたします。

なお、議事録を非公開とした場合は議事要旨を公開したいと思いますので、また次回、それぞれ改めて御主張いただき、最低工賃の改正決定の必要性の有無について決定をできるように進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いします。

それでは、議事(6)の「その他」に入りたいと思いますが、事務局の方から何かございますか。

吉川主任賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、今後の予定につきまして、事務局より御説明いたします。

今、部会長からも御案内がございましたが、次回予定しております第2回家内労働部会は、令和6年11月27日水曜日午後1時30分より、本日と同じこの会場、2号館9階共用会議室Aで行う予定でございます。

ただいまから開催通知をお配りいたします。

(開催通知配布)

ありがとうございました。事務局から以上でございます。

森部会長

ありがとうございます。

それでは、本日の実態調査結果に関する御意見や意見交換をしていただいた内容をお持ち帰りいただき、改めて御検討いただきまして、次回で結論が出せるように審議に臨んでいただきたいと思います。

そのほか、最後に何かございますか。

家内労働者を代表する委員の皆様、何かございますか。よろしいでしょうか。

委託者を代表する委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。先生方、よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、これをもちまして閉会とさせていただきます。また次回、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(閉会 午前11時35分)